小山市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

【お電話をされる際は、日本語ができる方と一緒にお電話ください。】

【小山市からのお願いです。感染拡大防止のためマスクをつけましょう。】

１．安倍総理は、5月25日（月）に、解除の基準を総合的に判断し、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道の「緊急事態宣言」を解除しました。

なお、全国的に緊急事態宣言は解除されましたが、緩みによる第２波の懸念もあるため、市民の皆様には感染拡大防止のため「新しい生活様式」の実践をお願いします。

〇密集・密接・密閉の「３密」を徹底的に避ける。

〇外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくともマスクを着用する。

〇家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びる。

〇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。

〇人との間隔はできるだけ２メートル、最低1メートル空ける。

〇食事の際には対面を避け、会話を控えめにする。

〇仕事・職場の面においては、テレワーク、時差出勤、テレビ会議など接触機会を削減するための対策をとる。

２．栃木県に住む外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

Coronavirus Hotline for Tochigi Foreign Residents

感染が心配なときは、電話してください。

Call us if you are worried about infection.

Ｔｅｌ 028-678-8282（２４Ｈｏｕｒｓ　１９Ｌａｎｇｕａｇｅｓ）

３．小山市の対策について

小山市は、県の示す「移行期間設定による制限等の段階的緩和」を基に、6月19日（金）から、感染防止策を徹底することで県をまたぐ移動等の自粛は原則解除されました。

市民の皆様におかれましては、コロナは無くなったわけではありません。引き続き、「新しい生活様式」の実践である在宅勤務・時差出勤など、人との接触を減らす取組、感染拡大防止対策の取組をお願いいたします。

４．小山地区医師会によるＰＣＲ検査体制の整備について

小山地区医師会（小山市・下野市・野木町・上三川町）は、県から委託を受けて、同医師会管内に居住する方を対象に、ドライブスルー方式によるＰＣＲ検査を5月26日（火）から開始しました。

1. 開設日時　週２回　各１時間
2. 実施形態　〇かかりつけ医を通して検体採取日時の予約による検査の実施

５．小・中・義務教育学校における臨時休業期間中の登校及び夏休みについて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校教育課　22－9632）

学校再開後、３週目に入りました。児童生徒は暑さに負けず、元気に生活しています。「学校の新しい生活様式」にも少しずつ慣れてきました。

授業日数を確保し児童生徒の学びを保障するため、夏休みを26日間短縮します。夏休みは8月1日(日)から16日(日)までの16日間となります。ただし、状況に応じて変更することもあります。

６．休日・延長窓口の一部再開について（市民課　22-9405）（納税課　22-9444）

以下の窓口について、令和2年6月23日（火）から一部再開いたします。

【市民課】一部再開：第2・4 日曜日（8:30～17:15）

及び　平日延長窓口（火･木、17:15～19:00）

【小山城南出張所】一部再開：第2・4 日曜日（8:30～17:15）

【納税課】一部再開：平日延長窓口（火・木、17:15～19:00）、

日曜納税相談窓口（原則、各納期限の直前の日曜日、8:30～17:15）

７．一律一人当たり10万円の「特別定額給付金」の申請及び給付について

小山市から、一律一人当たり10万円の「特別定額給付金」の申請及び給付についてのお知らせです。

外国人の方も、４月２７日時点で、小山市の住民基本台帳に記録があり、日本に３か月より長く住む在留カード（在留資格）があれば、給付されます。外国人の方で、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されないため給付されません。

申請につきましては、感染拡大防止のため、郵便申請にご協力をお願いいたします。郵便申請について、ご説明いたします。

小山市の対象の全世帯へ小山市からのピンク色の封筒が、4月30日から順次、郵便で届きます。

封筒には「COVID-19 ANNOUNCEMENT 100,000 Yen per person」と書かれています。

まずクリーム色の「申請書」の右上、申請日を記入してください。１世帯主欄に世帯主のお名前を記入し押印していただき、そのとなりの連絡先に日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。

申請者は、原則、世帯主で、「特別定額給付金」は世帯主名義の銀行等口座へ振り込まれます。

次に、２給付対象者情報欄に、世帯主を含めた世帯構成員全員が記入されているか確認し、特別定額給付金を希望する場合は、「給付の希望・辞退欄」の「希望する」にチェックし、給付合計金額をご確認ください。

そして、３受取方法に原則世帯主名義の振込先口座を記入します。

次に別紙添付書類貼り付け用紙に在留カード・運転免許証などの本人確認書類の写しと、キャッシュカードなど振込先口座のわかる写しを添付します。

最後に市役所あての、同封の青い返信用封筒にクリーム色の「申請書」と「添付書類貼り付け用紙」を封入し終了です。切手は不要です。感染拡大防止のため、郵便申請にご協力をお願いいたします。

申請期限は、令和2（2020）年7月31日(金)（当日消印有効）ですので、ご注意ください。振り込みの際には、振り込み通知書を送付いたします。

また、外国人の特別定額給付金の申請相談について、本庁舎1階小山市多文化共生総合支援センターでの、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語など多言語による相談窓口を5月29日（金）に設置し（平日9時～17時）、スムーズな申請給付をいたします。

ご不明な点に関しましては、小山市特別定額給付金対策室

電話２２－９８１７までお願いいたします。

以上、小山市からの「特別定額給付金」の申請及び給付についてのお知らせでした。

【お電話をされる際は、日本語ができる方と一緒にお電話ください。】

【小山市からのお願いです。感染拡大防止のためマスクをつけましょう。】